

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年10月31日

香川県知事 池 田 豊 人

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県 第725号	魚 かす 粉末	5.0-19 魚 かす 粉末	窒素全量 5.0 りん酸全量 19.0	該当なし	吉田飼料株式会社 本社工場 香川県東かがわ市 西村569番地	令和13年11月19 日